

文教市民

市民キヤラー条例 (全員賛成で承認)

寄贈されたマンションの一室に市民キヤラーを設置するに至った経緯

指定管理者の選定方法

キヤラーの使用を許可しない場合の判断基準

なお、審査の過程において、条例名称及び条例中の文言に関して、理事者から原案の一部修正案が出され、委員会はこれを了承しました。

意見の概要

1 指定管理者は、一定の芸術・文化に対する専門性などを

福祉環境

市民病院条例の一部改正 (全員賛成で承認)

選定療養のうち、新たに3項目の料金を設定しようとする

理由と市民への説明責任

市内で受診できる数の少ない診療科に対しても初診料加算金を徴収しようとする妥当性

市民病院の一層の経営努力による市民負担回避の考え方

なお、審査の過程において、初診料加算金及び障害者歯科における同加算金の徴収に関して、理事者から原案の一部修正案が出され、委員会はこれを了承しました。

意見の概要

上乗せ初診料が1000円に減額修正され、障害者歯科につ

体等から選挙するのが普通であると思つて、慎重に公正な選定をしてほしい。

2 指定管理者の公募期間を15日間と定めているが、短すぎる。次回以降の公募においては、1月以上の期間をあてることを要望する。また公正に選定できるように外部委員を含めた諮問機関を置くことを要望する。

3 市民キヤラーの設置に至るまで、地区の方の努力もあつたように聞いている。その努力が報われ、後々まで喜ばれる施設となるよう要望する。

一般会計予算中所管分 (賛成多数で承認)

吹田音楽コンクールの今後のあり方

大阪府公有財産である泪の池公園の借地料の妥当性

地域教育協議会の代表者や学校評議員に公選による公職者

をはずす旨の規定の必要性

地区公民館企画運営委員について、市民公募枠や任期の制限

なので、本案に反対する。一般会計予算中所管分 (賛成多数で承認)

具体的なこみ減量目標を提示した各種事業との取組みと事業評価の必要性

北工場の建て替えにおいて、根拠のあるこみ量予測に基づき焼却能力の決定と機種選定

手続における透明性の確保

違法簡易屋外広告物撤去活動員制度の公平な運用と市のサポート態勢

賛成意見の概要

市営葬儀での取扱業者の説明は、利用者に非常にわかりにくい。今後は、市が葬儀全般にわたり、これだけの費用がかかるということと市民にわかりやすく説明するよう要望する。



子どもの健全育成を図る少年自然の家

限などを設けなかった理由

武道館、総合運動場などの管理運営

1 武道館、総合運動場等の管理運営については、行財政改革の上からも外部委託を検討すべきである。

2 吹田音楽コンクールについては、費用対効果を考えて見直しをすべきである。

3 地区公民館の企画運営委員については、市民の声が企画運営に反映できる仕組みや、メンバーが長期に固定されないような取決めを行うよう要望する。

4 泪の池公園の借地料は、通常価格と比べて高すぎる。大阪府と再交渉し安い価格で借地するよう要望する。

5 少年自然の家について、地元の関係団体、住民などは、本来のあるべき形を再認識して、運行されたい。また、これまでの状況についても事業評価を明確にされたい。

3 事業系こみに関しては、減量が急務であるが、本市の関係機関における取組みは不十分である。市内事業者を率先して減量に取り組みたい。

4 市民病院、市立老人保健施設、公立保育所等の運営について、公費の無駄遣いが見られ

る。この一年、これらの改革を

期待する。

5 地域家庭教育医療など、充足させるべき施策を市民と協働を進めることを求める。

同時に、親が孤独感の中で子育てをすることがなく、地域や社会に見守られていることを実感できる取組みを進められたい。

反対意見の概要

こみ焼却施設の建て替えは本市にとって歴史的な事業である。焼却施設の規模や選定をめぐり、議会での開かれた議論を拒

建設

下水道特別会計予算 (賛成多数で承認)

職員数削減等の経営努力

本市の下水道環境保全率とその向上策

供用開始区域内の未水洗化戸数と、屎尿集集にかかる費用

関係住民への説明会開催の徹底と意見の陳述機会の充実

公共下水道整備納入金等の納入を条例で規定することの妥当性

1 説明会や、住民への面談を確実に行うように指導を強められたい。また、今後も良好なまちづくりに一層努力されたい。

2 早い時期の説明会開催等

は良いことであるが、私権の制限

に賛成する。

意見の概要

本案には、不要な支出や事業費の精査が十分でない事業等が多々あり、賛成しがたい。

限等の問題も含み、条例化は最善とは思われないが、条例案の趣旨を了とし、本案に賛成する。

一般会計予算中所管分 (賛成多数で承認)

市営住宅の家賃滞納の急速な増加と今後の徴収率向上策

覆坂大池と子池を有償で借地する理由と他の部有財産の取扱いとの整合性

公園の砂場の砂の入れ替え後の市民への周知と汚染防止策

放置自転車撤去台数及び処分方法

水辺空間の保全活用事業について、地元自治会に責任を持って水質管理に努めることを約束してもらいたい。

片山ボウリング場の建

設

新しくて完成した阪急豊津駅前の駐輪場



新しくて完成した阪急豊津駅前の駐輪場

2月臨時市議会

市長及び一部幹部職員の綱紀肅正に関する要望決議を議決
2月臨時市議会は、2月5日に開催され、条例案1件が提出されました。昨年11月の休日に市長を含む幹部職員計10人が滋賀県方面に小旅行をした折に、2人の職員が飲酒の事実がありながら車で帰宅するなどの行為があり、市は当該職員の処分を行いました。市長、総務担当助役、教育長も指導・監督責任から、自らの給与を減額する条例案を提案しました。市議会では、同条例案とともに、市長に対し、市長及び一部幹部職員の綱紀肅正に関する要望決議を議決しました。

市長及び一部幹部職員の綱紀肅正に関する要望決議
今回、市長及び一部幹部職員による私的行事において不祥事が生じ、市行政に対する市民の期待と信頼を裏切り、吹田市の品位を傷つける結果となったことは誠に遺憾である。おおよそ公務員たるものは、全体の奉仕者として常に自己の置かれている立場を深く認識し、行動すべきであるにもかかわらず、不祥事が生じたことは綱紀の弛緩と言わざるを得ない。よって、本市議会は、職員の管理・監督の最高責任者であり、しかも同行者である市長に対し、自らと市幹部職員の綱紀肅正を図り、市民の信頼を回復するため格段の努力をするよう強く要望する。以上、決議する。平成16年2月5日 吹田市議会 (全員賛成)